

仙台では7年ぶりに東北絆まつりが開催され、盛況の内に終了しました。また、各地の夏まつりも開催されるようで、賑わいの夏が戻ってきますね。



■2024 年度通常総会を開催しました

6月22日(土)10:30より、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、2024年度通常総会を開催しました。今年も実出席とWeb会議システムを併用し、Web参加者には、事前に書面議決書もしくは委任状の提出をお願いしました。



挨拶 吉岡和弘理事長

会員総数105名の内、当日の出席者数は98名(実出席21名、書面議決書による出席58名、表決委任19名)でした。

はじめに、司会の古川佐智絵氏より総会成立が宣言され、続いて、吉岡和弘理事長より、「団体が設立されて10年。適格消費者団体の活動は地味で大変な活動だが、消費者被害の予防・救済の力になっているのではないか。」と挨拶がありました。

その後、議長に個人正会員後藤雄大氏、議事録署名人に畠山幸夫氏、高橋玲子氏が選出され、小野寺友宏理事・事務局長から一括して議案提案、続いて車塚潤監事より監査報告が行われました。意見や質問の後、採決に入り、全議案が満場一致の賛成で承認採択されました。

2024年度も、適格消費者団体として期待される役割が発揮できるよう、①情報収集、情報提供、広報活動の強化、②特定適格消費者団体をめざす活動、③差止請求のための検討委員会活動及び申入れ活動の強化、④組織強化・会員拡大、⑤消費者被害、消費者施策に関する研究・提言活動、⑥行政・他団体との協働及び業務委託を重点課題として活動することとしました。



議案提案の様子



車塚監事による監査報告



採決の様子

【提出議案】

第 1 号議案	2023 年度事業報告承認の件	満場一致で可決承認
第 2 号議案	2023 年度決算報告承認の件	満場一致で可決承認
第 3 号議案	2024 年度事業計画決定の件	満場一致で可決承認
第 4 号議案	2024 年度活動予算決定の件	満場一致で可決承認
第 5 号議案	議案決議効力発生の件	満場一致で可決承認

■総会記念報告会を開催しました



報告者 町村泰貴 氏

総会終了後、時々重要なテーマを学び合うことを目的として報告会を開催しました。団体設立から 10 周年を迎えたことから、成城大学法学部教授、消費者支援ネット北海道理事の町村泰貴さんに「適格消費者団体 15 年の実績と課題」と題し、全国の適格消費者団体の申入れ実績、処理期間、交渉案件や各団体の人的・財務基盤についての調査結果をご報告いただきました。調査のまとめとして、経済的には、24 万 3078 人の被害者と 210 億 5400 万円の被害額を防いだとの試算もあったことや、差止めの多くは消費者契約法によるが、景品表示法や特定商取引法も増

加していること、また、団体収入の多くを占める事業収入は事業遂行や組織維持に用いられ、申入れ活動にかかる専門家などの労務コストは基本的にボランティア頼みの現状であるとの報告がありました。また、今後の課題としては、活動に携わる人材の確保と財政基盤の支援が求められると話されました。

参加者からは、「調査結果が分かりやすく示され、ネットとうほくの現状・問題が分かった」、「ネットとうほくの現状実態が全国の数字と比較して分かり、会員数を増やす重要性を再認識した。また、団体を維持する厳しさを実感した。」等の感想が寄せられました。

■検討委員会報告～定期購入販売事業者への申入れ～

通信販売を利用した「詐欺的な定期購入」への対策として、特定商取引法が改正され、2022 年（令和 4 年）6 月 1 日に施行されました。この法改正により、定期購入ではないと誤認させる表示等の禁止、こうした表示により申込みをした場合の申込みの取消しを認める制度の創設、通信販売の契約解除の妨害に当たる行為の禁止等の規定が特商法に盛り込まれました。

しかし、法改正後も定期購入に関する相談件数は減少することなくむしろ増加の傾向が見られます。トラブルの原因となっているのは、気づかぬうちに定期購入になっているような詐欺的な手法がとられていること、広告画面や申込みの最終画面を保存していないために事業者との交渉が困難であること、いつでも解約可能と書かれていても電話が繋がりにくく解約しにくいこと、トラブルが起きた際の交渉先が販売事業者か後払い決済事業者かわからないことなど多くの問題があげられます。そのため、気づかぬうちに定期購入になるようないわゆるダークパターンに対する規制、事業者側に広告・申込画面の保存と開示の義務化、Web での解約が可能な仕組みの義務化、後払い決済事業者に加盟店管理の義務付けの検討などのさらなる法改正が求められています。

ネットとうほくでは、これまで多くの定期購入販売事業者に申入等を行って参りました。上のような立法課題への取り組みとともに、被害を少しでも減らせるように、悪質な事業者に対しては引き続き改善を求めていこうと思います。

■2024 年度第 1 回消費者被害事例ラボ（消ラボ）を開催しました

2024 年 5 月 13 日（月）18：00 から、仙台弁護士会館において、2024 年度第 1 回消ラボを開催し、Zoom での参加も含めて 21 名が参加しました。今回は、「詐欺的広告の問題点」というテーマで福島大学の中里真准教授が講義を行いました。



講師 中里真准教授

近時、SNS 上で著名人の画像、動画を悪用し、投資に誘うなどして金銭をだまし取る「なりすまし広告」の被害が急増しています（本年 7 月 1 日付の警察庁の発表によれば本年 1 月～5 月までに 3,049 件、430 億 2000 万円の被害を認知したとのことです）。このような被害に関連し、詐欺的な広告全般に関する法的な整理につき、中里准教授から報告がありました。

まず、近時の広告関連の法的な動向として、消費者庁では、令和 4 年 2 月にはアフェリエイト広告等に関する検討会の報告が公表され、また、同年 12 月にステルスマーケティング検討会の報告もなされていることが報告されました。

他方、民間でもこれらの広告に対応した動きが生じており、日本においても広告に無断で利用された著名人が、これを放置したとして Meta の日本法人に提訴したこと、また、海外でも、オーストラリアの消費者委員会において、広告の差し止めや罰金などを求めた提訴があったことなどが紹介されました。

広告に関する現在の日本における規制状況ですが、景品表示法や薬機法などが存するのみで、その他は各業界における自主基準などに任せられており、消費者に対する救済手段としては十分とはいえない状況であることも報告がありました。この点、適格消費者団体の差し止め可能性もあることについても触れられました。

意見交換においては、これらの犯罪的な広告について、規制がいたちごっことなる可能性があることについて意見が述べられたり、広告を掲載している SNS 事業者自体に対する責任追及可能性や、法的規制の必要性があるか、といった事項について議論がなされました。

次回は、2024 年 7 月 18 日（木）18:00 から「集团的被害回復制度」と題して山形大学の森勇斗講師が担当いたします。

■秋葉賢也衆議院議員との懇談会を開催しました

2024 年 6 月 22 日（土）14:00 から 15:00 まで、仙台弁護士会館において、衆議院議員・衆院消費者問題特別委員長秋葉賢也氏（宮城 2 区、東北比例）とネットとうほくの懇談会が開催されました。当団体からは、吉岡和弘理事長、鈴木裕美理事・検討委員長、小野寺友宏理事・事務局長、野崎和夫理事・事務局次長、小笠原奈菜理事、細川幸一氏（個人正会員・日本女子大学名誉教授）、金野倫子職員が参加しました。2 回目となる今回の懇談では、適格消費者団体に対する公的支援について、また、地方消費者行政推進上の課題について意見交換が行われました。

ネットとうほくから、地方自治体からの支援や適格消費者団体への支援の必要性、消費者庁の強化交付金は、適格消費者団体設立目的の支援とされているが、団体活動維持目的の支援を国にお願いしたい。また、無償の活動のため若手弁護士の人材確保や育成が進まない等、現状について意見を述べ、秋葉賢也議員からは、様々な意見を踏まえ、今後どのように消費者庁や議員の方々へ適格消費者団体の支援を訴えるべきかについて助言をいただきました。また、細川幸一氏より、韓



国国内の消費者対策についてもお話をいただき、日本の消費者問題に対する国の姿勢の違いについての意見交換もできました。今後も懇談会の場を設けていただくことをお願いして懇談を終了しました。

■「消費者トラブル 電話相談会」開催中

チラシやHPでご案内の通り、今年度も弁護士による「消費者トラブル電話相談会」を7月から12月までの毎月第1金曜日に開催しています。次回は8月2日、受付時間は13:00~16:00です。下記電話番号で受付ています。

専用電話：**022-341-2010**



■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員の森勇斗山形大学講師です。

昨年の10月から山形大学に着任致しまして、その縁でこの度、検討委員とあいなりました森勇斗と申します。小職は、元より、技術やインターネット社会の問題に関心があったところ、この「技術」や「インターネット」の日常生活への浸透と共に、こうした領域での「消費者法」的問題も、また一般化してきていることに対して問題意識を抱えております。

かく申し上げるのも、そのように日常生活に浸透すると共に、近年の生成AI然り「技術」の発展・高度化も同時に起こっており、(単に、法的に技術に追いついているかどうかという問題のみならず)自身の権利関係や位置付けの把握が一層難しくなっております。また、消費者紛争は(訴訟としては)少額であるが、しかし被害が多数に及ぶ事例が多く、前述の複雑化と相まって「消費者の権利の実質的な実現」がより困難ならしめられている現状が存します。

こうした問題につき、2016年施行の「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に於ける二段階訴訟のように、消費者訴訟の少額多数性問題に取り組む法制度は存します。同制度は、第一段階で「共通義務確認訴訟」として対象消費者に対する(文字通りではあるが)共通の義務を確認、第二段階で「対象債権の確定手続」として、個々の消費者が参加するシステムである。この制度に拠れば、第一段階にてある程度の結論が決しているから、個々の消費者は自身のコストを抑えることが可能である点に利点があります(同制度は、東京医科大学などの医学部入試における女子受験生に対する差別的取扱い問題にかかる共通義務確認訴訟への適用が記憶に新しい)。

しかし、このような制度があったとしても、上記の如く高度化・複雑化した情報技術に対して消費者、或いは適格消費者団体も含めて対応して之けるかが問題となる。具体的に、問題がアルゴリズム内在的なものであるとき、問題を発見、或いは整理する際に、そもそも対象となるものの性質を明らかにできない虞が存するわけです。こうした「技術」と「消費者」と「法」が絡み合う領域に於ける権利実現を、今日に於ける課題として取り組んで之ければと思う次第であります。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp